

令和7年度採用 登別市職員採用試験案内

受付期間 4月1日(月)9時00分～4月26日(金)17時30分
インターネットによる申込受付をします。

1 採用職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 次の要件に該当する方

職種区分	採用予定人数	試験区分	要件
事務	5名程度	大学卒業程度	1 平成10年4月2日から平成15年4月1日に生まれた方で、学校教育法による大学若しくはこれに相当すると認められる学校等を卒業、又は令和7年3月卒業見込みの方 2 市長が1と同等の資格があると認めた方
土木	3名程度	大学卒業程度	1 平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学若しくはこれに相当すると認められる学校等を卒業、又は令和7年3月卒業見込みの方 2 市長が1と同等の資格があると認めた方
		民間等職務経験者	1 平成6年4月2日から平成12年4月1日に生まれた方で、学校教育法による短期大学、高等専門学校、高等学校若しくはこれに相当すると認められる学校等を卒業し、民間企業・官公庁・財団法人等における土木関係の職務経験が直近5年中3年以上ある方 ※注1・4参照 2 市長が1又は2と同等の資格があると認めた方
		キャリア採用	昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校若しくはこれに相当すると認められる学校等を卒業し、かつ次のいずれかに該当している方 1 一般財団法人全国建設研修センターにおいて実施される建設業法に基づく「土木・管工事・造園部門の施工管理(1級又は2級)」又は「土地区画整理士」の技術検定合格者であるもの。 2 技術士又は技術士補(建設部門・上下水道部門・衛生工学部門又は環境部門) ※キャリア採用の場合は、初任給の算定方法が通常と異なります。 詳細は、後述のとおり。
建築	1名程度	大学卒業程度	1 平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学若しくはこれに相当すると認められる学校において、建築関係の学科を専攻し卒業、又は令和7年3月卒業見込みの方 2 市長が1と同等の資格があると認めた方
		民間等職務経験者	1 平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による短期大学、高等専門学校、高等学校若しくはこれに相当すると認められる学校等を卒業し、民間企業・官公庁・財団

			法人等における建築関係の職務経験が直近5年中3年以上ある方 ※注1・4参照 2 市長が1と同等の資格があると認めた方
社会福祉士	1名程度		1 平成6年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士資格を有している方、又は令和6年度中に取得見込みの方 2 市長が1と同等の資格があると認めた方
保健師	2名程度		1 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保健師助産師看護師法による保健師免許を有している方、又は令和6年度中に取得見込みの方

※申込みできる職種区分は1つに限ります。また、申込み後に職種区分の変更はできません。

※大学卒業程度の要件に該当する方は、民間等職務経験者の試験区分での受験は認めません。

※「建築関係の学科」については、原則、(公財)建築技術普及センターにおいて「一級建築士又は二級建築士の受験・免許登録時に必要となる科目と単位数」に掲載されている学校課程とします。

※社会福祉士及び保健師は、採用時まで資格を取得しない場合、任命権者において採用しないこととします。

【民間等職務経験者区分 注意事項】

注1)「民間企業・官公庁・財団法人等における職務経験」とは、次のいずれかに該当するものです。

①会社員・国家公務員・地方公務員・団体職員・自営業者等(パート・アルバイト、契約社員等を含む)として、1週間につき29時間以上の勤務を同一企業等において1年以上継続した期間。

②青年海外協力隊又は日系社会青年海外協力隊としての活動経験(独立行政法人国際協力機構(JICA)が継続して行うもので、証明可能なものに限り)が1年以上継続した期間。

注2)複数の職務経験がある場合は、それらの期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数箇所勤務した経歴については、通算できる期間はいずれか一つの経歴のみとなります。

注3)連続1か月以上の休業期間がある場合、職務経験期間から除算します。ただし、産前・産後休暇期間及び育児休業期間は通算できます。

注4)土木・建築を受験するためには、それぞれ土木・建築に関係のある職務経験が3年以上必要です。

土木・建築の受験要件に該当する職務かどうか不明な場合は、人事グループまでお問い合わせください。「直近5年」とは、令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

注5)職務経験期間は、1か月未満は切り捨てて算定します。

注6)最終合格後、職務経験期間の確認のため、前歴証明書を提出していただきます。なお、職務経験が確認できない場合は、任命権者において採用しないこととします。

(2) 通勤可能な方

(3)本市では、職員の採用にあたって、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいがある方の雇用促進に努めています。

障がいがある方は、障がい名、障がいの級別等を申込フォームに入力してください。また、受験にあたり配慮が必要な場合は、配慮希望内容を申込フォームに入力してください。

なお、受験できる方は、活字印刷文による出題に対応できる方で、介助者なしで職務の遂行が可能な方とします。

(4) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない方

イ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方

※地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【キャリア採用の初任給（本俸）の算定例】

他企業等で就業していた期間を、登別市役所に勤務していた期間とみなし、年数に応じて職務の級を決定します。

(比較例)

○4年生大学を卒業後、10年間民間企業に勤務した民間等職務経験者枠の方（32歳程度）

初任給 1級57号俸（231,800円）

○4年生大学を卒業後、10年間民間企業に勤務したキャリア採用枠の方（32歳程度）

初任給 3級16号俸（261,100円）

※1・2級：担当員、3級：主任（経験年数や最終学歴によって位置付けられます）

※その他手当が別途支給されます。（通勤手当、住居手当等）

2 試験の方法

第1次試験：SPI3（性格検査・基礎能力検査）

第2次試験：面接試験

※第2次試験の試験科目は、予定です。

3 試験の日時・場所

区分	日時	場所
第1次試験	①テストセンター：申込者に別途通知します ②登別会場：6月15日（土） 13時00分から15時30分 （12時30分受付開始）	①指定の期間中に自宅のPCやスマートフォンで性格検査、全国のテストセンター設置のPCで能力検査を受験 ②登別市民会館中ホール 登別市富士町7丁目33番地1 （電話 0143-88-1139）

※受験会場については、申込フォーム入力時に選択してください。

第2次試験：令和6年7月（予定）

4 試験結果の通知

第1次試験の可否については試験終了後約2週間程度、第2次試験の可否については試験終了後約1週間程度で市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には直接文書で通知します。

最終の合格者については、令和7年4月1日付け採用の予定です。ただし、年度途中での入庁を希望される方については、相談に応じます。

5 受験申込手続き

受験希望者は、4月26日（金）までに「登別市職員採用試験2025」ホームページ内

(<http://www3.city.noboribetsu.lg.jp/jinji/>) の申込フォームから申込みを行ってください。

※申込みに係る予期せぬ通信障害などのトラブルについては、責任を一切負いません。

※インターネットからの申込みができない方は、お問い合わせください。

6 その他

申込期間終了後（申し込み手続後ではありません）に、受験会場①の方は申し込みフォームに入力いただいたメールアドレスにテストセンターの受験案内を、受験会場②の方は申し込みフォームに入力いただいた住所に受験票を特定記録で送付します。それぞれ2週間以内に届かない場合は、人事グループまでご連絡ください。

【採用試験についての問い合わせ先】

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部人事グループ（登別市役所本庁舎3階）

TEL 0143-85-1132（直通）

MAIL staff@city.noboribetsu.lg.jp

登別市職員採用試験ホームページ <http://www3.city.noboribetsu.lg.jp/jinji/>